

重要経済安保情報保護活用諮問会議（第7回） 議事要旨

1 日時

令和8年6月8日（月）9時30分から10時00分までの間

2 場所

中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

3 出席者

（委員）

神橋 一彦	立教大学法学部 教授
富田 珠代	日本労働組合総連合会 副事務局長
原 一郎	一般社団法人 日本経済団体連合会 専務理事
渡部 俊也	東京科学大学 副学長（研究・イノベーション本部）

（政府側）

小野田紀美	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
鈴木 隼人	内閣府副大臣
若山 慎司	内閣府大臣政務官
井上 裕之	内閣府事務次官
河邊 賢裕	国家安全保障局次長
飯田 陽一	国家安全保障局次長
泉 恒有	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
殿木 文明	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）
米山 栄一	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）

4 議事概要

（1）鈴木内閣府副大臣冒頭挨拶

- 本日は御多用の中、第7回「重要経済安保情報保護活用諮問会議」に御出席いただき、感謝申し上げます。
- この会議は、重要経済安保情報保護活用法第18条により、運用基準の策定や運用状況に関し、優れた識見を有する委員の方々の御意見をお聴きすることを目的として開催しているものである。
- 今回は、法施行後の初の開催として、重要経済安保情報保護活用委員会において取りまとめた本法の運用状況を御報告し、委員の皆様御意見を付して国会に報告するとともに、公表させていただく。
- 本法は、近年の厳しい安全保障環境の中で、我が国の経済安全保障分野における情報保全の強化のみならず、民間事業者が国際的なビジネスの機会を確保・拡充するために非常に重要な法律である。
- 委員の皆様からは、これまでも運用基準の策定において有益な御意見を頂戴しているが、引き続き本法の適正な運用の確保に向けて、貴重な御意見をいただきたい。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

（2）事務局説明

事務局から、資料1及び資料3の内容について説明があった。

（3）自由討議

（委員意見）

- 現時点では、制度の立ち上げの時期でもあることから、今後の運用を注視したい。

- 具体的には、本法制定時に強調された特定秘密保護法とのシームレスな運用を図ることが大事である。さらに、国民の知る権利に十分配慮することも求められているので、引き続きよろしくお願ひしたい。また、適性評価対象者ほか関係者について、プライバシーなど権利利益の適切な配慮がなされることや、適性評価に関する苦情申出及び相談申出が機能するように配慮いただきたい。加えて、違反行為に対する通報が機能するように各行政機関において、引き続き注視をお願ひしたい。
- 適合事業者の認定件数は現時点で0件と報告されている。今後、認定が行われることとなると思われるが、実際に認定が行われた後、適合事業者に対する情報の提供を行う段階において、下記の2点に留意をお願ひしたい。
- まず、適合事業者に提供された重要経済安保情報は、当該適合事業者の事業活動において活用されることになるが、想定される事業活動の中でその情報がどのように移動するかについては適合事業者や案件ごとに異なってくるということが想定される。そのことに鑑み、適合事業者内部における情報の取扱いについては、当該事業のフローやプロセスに即して適切な保全が行われるよう、あらかじめ、個別の案件に即して確認及び自己点検が必要であろうと思われる。
- 次に、適合事業者における重要経済安保情報の保全措置や漏えい対策については、特定秘密の情報保全に関わる経験、すなわち、これまでに生じた不適切な取扱いの事例などを分析し、参考にすることによって、重要経済情報の保全に活用することが考えられるのではないか。是非、御検討いただきたい。

(事務局より回答)

- 適合事業者の内部における重要経済安保情報の取扱いについては、行政機関の長が適合事業者を認定する際に、適合事業者が重要経済安保情報の適切な管理を図るために規程を作成して、行政機関の長が審査を行うこととされている。その規程の中で重要経済安保情報の取扱者名簿の整備、取扱区画における保護措置、情報の接受・保管・閲覧などのフローの取扱い、毎年1回以上の文書の保管状況の定期検査、教育の実施などを定め、社内の体制を整備することとなっている。こうした社内での情報管理体制の確立に加え、行政機関による保全検査が行われた場合は、その実施にも協力をいただくこととなっている。
- 特定秘密の情報保全に係る経験との連携については、日頃から内閣情報調査室と連携して業務を進めており、特定秘密保護法の運用に当たっての情報保全体制の整備に関する知見や教訓についても提供をいただいている。引き続き、御指摘の点も踏まえつつ、内閣情報調査室と緊密に連携しながら、適切に運用してまいりたい。

(委員意見)

- 私からは3点申し上げたい。1点目は、適性評価の実施状況について。各行政機関においておおむね運用基準に沿った運営がなされていることが確認できた。特に適性評価の同意について、調査開始時に同意をしなかった件数にくわえて、調査開始後に同意が取り下げられた件数も報告をされており、評価対象者の同意しない権利が担保されているものと受け止めている。併せて調査開始後の同意取下げの状況についても、報告書に追記をいただいたことに感謝申し上げたい。
 なお、適性評価に関する改善事例として、不同意者の情報が提供されたケースが報告されている。事前説明の中で不同意者が不利益取扱いを受けていないことを確認させていただいたが、他の行政機関において類似事例が発生しないように運用の徹底をお願ひしたい。
- 2点目が、情報の適正な管理と取扱いルールの周知徹底についてである。文書の表示については是正が行われた事例が報告されているが、本法では情報漏えいに対し刑罰を科すこととなっているので、情報の取扱いについて迷いを生じないことが何よりも重要である。保全される情報は、紙に書かれた文字や図、PC や USB メモリなどの記憶媒体に入

っているデータだけではなく、記憶も対象となり、情報を見せる、渡すだけではなく、記憶していることを話すことも情報漏えいに当たる場合があると聞いている。保全する情報を限定し、厳密に管理することが本法の根幹であるので、情報の適正管理と取扱いルールの周知徹底を改めてお願いしたい。

- 最後に、今回の報告書に記載するものではないが、今後の運用について改めて要望を申し上げる。今後、民間企業が適合事業者認定されるケースが出てくると思われるが、運用基準では適性があると認められるものに対し、手当などを支給することを妨げていない。個人のプライバシーに対する適性評価を受け、厳格な情報保護などの重い責任を負い、場合によっては行動制限される中で成果を求められるなど、その特性全体を評価し、相応の処遇が行われることが本法の理解にもつながるものと考えているので、この点に対する環境の整備をお願いしたい。

(事務局より回答)

- 適性評価における同意の取下げ及び情報の適正な管理と取扱いルールの周知徹底に関する御意見については、改善事例に記載した不同意者の情報が内閣府に提供されたケースについて、一般的に人事異動は様々な理由で行われるが、当該事案の当事者である行政機関からは、本件を理由とした人事異動は行われていないとの報告を受けており、当該不同意者が不利益な取扱いを受けていないことが確認できている。その上で、制度を所管する内閣府としては、担当者会議において各省庁の担当者注意喚起をするとともに、改めて、適性評価対象者に対しては同意を強制してはならないこと、不同意による不利益な取扱いを行ってはいけないことを周知徹底した。
- 独立公文書管理監からの是正の求めについては、既に是正の求めを受けた行政機関において必要な是正措置を講じるとともに、内閣府から各行政機関に対して所要の通知を発出して情報の適正な管理と取扱いルールについて周知しており、今後も的確に周知徹底をしてまいりたい。
- 報告文書の構成・内容については、新たに表9を作成し、同意が取り下げられた件数を記載した。
- 今後の運用については、本法の趣旨を踏まえ、本法の分野に携わる者についての配慮をどうしていくかが検討課題だという御指摘については、我々としては、本法の制度趣旨というものを改めて周知しながら、対応及び対話を図ってまいりたい。

(委員意見)

- 私から2点意見を出ささせていただいており、不適切な事例の御紹介があったものの、制度は総体として適切に運用されていると判断する。ただし、他の委員からも御指摘があったように、制度の立ち上げ時期でまだ件数が限られている中でこのような判断をしたということである。
- 今後、認定件数等は増えていくと思うが、特に適合事業者の認定件数は昨年末の段階で0件ということで、それからもう半年近くたっているので、今後の参考のために、現時点での認定件数を教えていただきたい。せっかく作った制度なので、今後、認定件数が増えていくことを期待しているが、それに伴い相談件数も増えていくと思うので丁寧に対応をしていただきたい。
- 適合事業者の認定に当たって、行政機関ごとに、事業者達成を求める水準の判断に一定の差が生じることは否定されないということになっているが、事業者の立場に立てば、その差が大きいと負担になる、あるいは活用の障害になることが懸念されるので、徒にばらつくことがないようにお願いしたい。

(事務局より回答)

- 適合事業者認定の水準に関する御意見については、御指摘のガイドライン(適合事業者編)は、「重要経済安保情報が適切に管理できるか」という判断について、それぞれの行政機関が保有する重要経済安保情報の内容や性質に応じて、行政機関ご

とに事業者に達成を求める水準の判断に一定の差が生じることは否定されない旨を記載している。ただし、内閣府としては、民間事業者向けのガイドラインを策定・公表して、適合事業者の認定申請に当たって民間事業者が整備しておくこととして、内部のガバナンス体制の確立や、保護責任者等の選定、教育資料等の作成、施設設備の整備、規程の策定といった事例を示しており、こうした内容に沿って整備を進めていただければ一定の水準は確保されるものと考えている。

- さらに、法第 20 条において関係行政機関との協力規定があり、各行政機関と連携を図りながら、適合事業者の認定において、運用の統一を期してまいりたい。
- 適合事業者認定の現状については、内閣府に各省庁から相談が来ているという状況であり、これを適切に進めたいと考えている。

(委員意見)

- 適性評価における不同意者の情報の取扱い等については、基本的にしっかり運用ができているということを示しているというものと理解している。
- 他方、保護に加えて、今回の法律の制定目的に「活用」がある。「活用」のために「保護」をするということがあることを考えると、初年度であるとはいえ、適合事業者の認定件数が 0 件、それから適合事業者の従業員を対象とした適性評価も 0 件であることから、行政機関内部の管理体制整備に重点を置いていたということが窺われる。この点については、活用実績が限定的であった背景及び今後の方向性を検討し、今後の運用に生かすことが必要なのではないかと思慮する。
- 具体的には、適合事業者認定制度の周知、民間事業者のニーズ、認定基準や保護措置整備に伴う負担、行政機関等における情報提供需要等の有無等について、可能な範囲で整理をしていくということと併せて、官民連携、研究開発、サプライチェーン強靱化、重要インフラ防護等において、重要経済安保情報の活用がどのような政策効果を持ち得るのか、ということも検討していくことが望ましい。
- 制度初年度として、全体的に何が整備され、どのような課題が明らかになったか、ということについては総括的な整理を行っていくことが必要ではないか。
- 一方、経済安全保障推進法の今回の改正の議論においては、シンクタンク及び官民協議会なども設置が予定されていると思うが、そのようなところについても、活用することが望ましいと思っているので、これらの点を含めて運用に生かしていただきたい。

(事務局より回答)

- 制度の活用実績が限定的であった背景及び今後の方向性については、昨年末時点における情報の指定件数は 20 件であるが、これは立法当時に初年度でも数十件程度と御説明していたものから大きく外れるものではないと考えている。昨年末時点で適合事業者の認定件数は御指摘のとおり 0 件であるが、目下、いくつかの行政機関から適合事業者認定の相談を受けており、認定に向けた検討が進められている。これまでも関係省庁の事務次官級を集めた保護活用委員会などの場で、法の趣旨・目的を踏まえて積極的に制度を活用するよう各省庁に要請しているところであり、今後も様々な機会を捉えて制度の活用を促してまいりたい。
- 適合事業者認定制度の周知状況、民間事業者側のニーズ、認定基準や保護措置整備に伴う負担、行政機関側における情報提供需要の有無等についての整理については、民間事業者との関係では、様々な機会を捉えて御意見を頂戴し、各省庁を集めた会議の場でもそれを共有するなどしている。適合事業者の認定基準については、運用基準やガイドラインで認定審査のための基本的な考え方・考慮要素を記載して公表している。保護措置整備に伴う負担については、例えば、経済産業省において、民間事業者が適合事業者認定に必要な情報保全施設を導入するための予算上の支援も行っている。また、行政機関側における情報提供需要の有無については、先ほど申し上げたとおり、複数の行政機関から適合事業者認定の相談を受けており、認定に

向けた検討が進んでいる。その他、例えば、サイバーの分野においては、官民協議会での情報共有の枠組みの構築が検討されているところ、必要に応じてセキュリティ・クリアランス制度を活用することも視野に入れて検討が進んでいると承知している。

- 官民連携、研究開発、サプライチェーン強靱化、重要インフラ防護等において、重要経済安保情報の活用がどのような政策効果を持ち得るのかについての検討については、様々な分野において政策効果が発揮されるようセキュリティ・クリアランスの活用も視野に入れて検討を進めてまいりたい。
- また、立法時に、企業側のニーズとしては、同盟国・同志国との国際共同研究の拡大や外国政府の政府調達などへの参画といったビジネスチャンスの拡大につながるという意見も寄せられていた。こうした立法時の趣旨も踏まえて、制度の活用に向けて取り組んでまいりたい。
- 施行初年度として何が整備され、どのような課題が明らかになったかについては、各行政機関が情報指定を行うことによって当該情報指定部局の体制が整備され、情報保全の強化が図られた。課題としては、昨年末時点において適合事業者の認定件数が0件であったということが挙げられるが、先ほど申し上げたとおり、目下、複数の行政機関から適合事業者認定の相談を受けており、認定に向けた検討が進められている。

また、独立公文書管理監からの是正の求めがなされたことも踏まえ、速やかに再発防止策を講じるとともに、各行政機関と連携して、適切な運用の確保を図ってまいりたい。

(委員意見)

- 目下、中東情勢などが変化している中で、国民は、重要経済安保情報がどのように活用されているかを知りたいと考えられるところ、そのような内容を説明し、制度の意義をアピールできたら良いのではないかと。政府としてどのような評価をするのかは、メディアが注視していくだろう。

(事務局より回答)

制度の活用については、目下、複数の行政機関から適合事業者認定の相談を受けており、制度の活用に向けて、適合事業者認定の検討を進めている。今後も様々な機会を通じ、各行政機関に対して、法の趣旨、目的を踏まえて積極的に制度を活用するよう要請してまいりたい。

(座長)

- 御意見をいただき感謝。ただいまの説明に関して追加的な御意見があればお願いする。

委員から意見なし

- 報告書について修正意見はなしとして、自由討議を終了する。

(4) 小野田内閣府特命担当大臣挨拶

- 本日は、第7回重要経済安保情報保護活用諮問会議に御出席いただき、御礼を申し上げます。
- 重要経済安保情報として初回となる国会報告に向けて御議論いただいた。委員の皆様からは、適合事業者における重要経済安保情報の取扱い、適性評価における不同意者への対応、適合事業者の認定水準、重要経済安保情報の活用に関し、貴重な御意見を頂戴し、改めて御礼を申し上げます。
- 御承知のとおり、重要経済安保情報保護活用法は、情報保全の強化に加え、経済活動の

担い手である民間事業者への指定情報の提供を通じ、官民が連携する形で、経済安全保障に関連する政策を一層円滑かつ効果的に推進することを目的に制定されたものである。

- 私は、特定秘密保護法の担当大臣も兼ねているので、これとのシームレスな運用にも配慮しつつ、本日皆様から頂戴した御意見を真摯に踏まえ、本制度の適正な運用はもとより、これを活用した官民連携、そして我が国の経済安全保障政策の更なる発展に向けて尽力してまいりたい。
- 引き続き御指導をどうぞよろしくお願い申し上げます。

(5) 事務連絡

今後のスケジュールとしては、本日御了承いただいた国会報告をもって今月下旬の閣議決定及び国会への提出に向けて最終調整を進めてまいりたい。

これにて、第7回重要経済安保情報保護活用諮問会議を閉会する。